

雨が降らぬ爲め 肥料が分解しない

▽... 嚴寒の爲め悪影響

石城地方昨今の寒さは廿年來稀有の嚴寒で農作物にも甚大の被害を蒙らしめるものと見られてゐるが縣農試石城分場では「今分の所では果樹園其他にはたいした被害はない模様であるが冬作り麥作、紫雲英草は今年播種期以來降雪量少く土壌が非常に乾燥してゐるので肥料の分解作用が行はれず生育極めて不良で當業者も少からず憂慮してゐる模様である」云々と語つてゐた

虎眼検診 成績 割合は患者多し

平署管内に於て昨年中トラホームの検診を行つた成績を見ると受診者は男一萬五千二百五十一名、女一萬三千八百廿一名、合計二萬九千七百七十二名で此中患者と決定し治療を施したものは男二千六百四十二名、女二千八百八十八名合計四千二百三十名であつた、此の患者を病別にすれば一番多いのは輕症トラホームで二千八百八十二名が類似症で一千十三名あり重症は三百卅五名あつた

軍服姿の賊 脱營の嫌疑

平署では三十日朝軍服姿の年齢三十歳前後の男を本署に引致し近藤司法主任係で嚴重取調をなした、あるが同人は石城郡内郷村某炭礦に於て窃盜を働き贓品を持つて同地内を徘徊してゐたのを平署員に逮捕されたもので脱營の嫌疑があり嚴重取調中

惡疫が流行 子供死亡が多い

平署管内に於て本年に入つてから發生した傳染病を見ると廿九日現在で腸チブスが四名バラチフスが二名狼

剃刀で刺る 三井炭礦坑夫

石城郡警崎村大字藤原三井炭礦坑夫茨城縣多賀郡川原子町生れ前科二犯佐藤藤吉(三九)は二十九日午前六時半頃坑口に於て坑夫宮城縣玉造郡川渡村生れ後藤淺治と



鶏の雑物汁

ジャガイモと、玉葱と、大根と、人参とそれだけで、

兇賊捕る 平町を徘徊中

住所不定宮城縣名取郡玉浦村生れ前科五犯無職鎌田富治(三九)は昨年十月卅日夜石城郡好間村大字北好間字権木平佐藤西吉方坑夫井坂寛所有の大島新男給外三點を窃取し更らに去る十日午前十時頃同郡湯本町附近の下駄屋から瓦斯銘仙男給及び廿一日夜同郡内郷村警城炭礦坑夫高木直之助方より衣類其他を窃取し卅日午前十一時頃平町を徘徊中平署青田刑事部長に逮捕さる

火の不始末 湯本火災原因

昨報石城郡湯本町の大火原因に就いては、火元たる同町字天王崎四十五番地菓子商、角田新之助方と飲食店上遠野きみ方との間から發火したと傳へられ原因はつまびらかにならず、或は放火ではないかとまで云はれてゐたが所轄平署に於て嚴重取調の結果右は全くの失火で前夜深更上遠野方の二階に客があり歸つたあとの火鉢の火の不始末から發火したものと判明した

蹴つて火傷 遂に死亡す

石城郡内郷村大字宮字峯根警城炭礦坑夫糸谷イチの長以上を深い鍋に入れ、どろ火でなるべく長く水蒸をすゝる、急ぐ時なら瓦斯でも構はないが、味はどろ火の方がまさる。ジャガイモも玉葱も、大根も、とろ〜に

爆薬が破裂 坑夫類死の重傷

石城郡内郷村大字宮の澤警城炭礦坑夫廣島縣生れ出山仁(三九)は廿九日午後三時半頃同炭礦高坂坑にて爆發作業中突然點火した爆薬が破裂した爲め顔面や腹部に重傷を負へ生命危篤

洞クツて凍死 六十餘の老人

石城郡夏井村大字菅波字東作山林地内の洞窟内に於て去る廿九日午後三時頃六十二三歳の老人の凍死体横たはり居たるを通行人發見其筋に急報平署警務部長檢視に出張したと

募集 文藝其他投稿

なつて下戸にはその方が喜ばれるかも知れぬ。

大瀧江筋なものは企業社と一つの契約を爲して承諾したと云ふこと

井上氏の質問演説續きさうすると大瀧江筋なものは企業社と一つの契約を爲して承諾したと云ふこと

大瀧江筋なものは企業社と一つの契約を爲して承諾したと云ふこと

めずして縣が許可を與へたことを私は不當なるものであると考へる者である、又一説に依ると出願人は其末頃の平町の承認を経たる後に効力を發生すると云ふ文句は出願人に取つては不利益であるから其條項を抹消して斯様な公文書を變造して縣に申請したてはあるまいかと聞いて居る、果して左様であつたとするならば公文書の變造である、警察權の發動に依つても必ず相當の處分を受けねばならぬ筈であると思ふのである、數々左様な不正な事柄が籠つて此許可された所の水利權と云ふものは私は正し

く行はれたものでない、前日も述べました如くに而も平町の町長より再三再四照會したに拘らず一回だも回答を與へず突然許可したと云ふが如きことは私は有り得べからざることでありまして現代の行政と致しましては珍らしいことである、昔の法は由らしむべし知らしむべからず、と云つた様な封建時代の政治であるならばいざ知らず、苟も今日の世に自治團體より照會された其重要な問題に對して一回の回答をも與へず許可をしたと云ふことは何等か其處に消息がなければならぬと思ふのである、それ

であるから當時様々なことが喧傳されたのである、利害關係を持つて居る會社は數萬の金を支出した其金はどの方面に分配されたか私には知らぬけれども左様な風説の起つて居ると云ふことは必ずしも其煙が原因なくして起ることはないと思ふのであります、斯う云ふことを御考へ下さるならば立派に解決も出來たやないか、又出願人は縣に取願書を出して居り平町の苦情言ふ所を避けるが爲めに變更願書を出して居る、然るに斯う云ふものに對して縣はさう云ふ御考を御持ちになつて居るか、此取下

願書變更書と云ふものを紙屑の如く見て之に依つて解決すると云ふ御考を持つて居つたか居らぬかと云ふことを私は御聞したいのであります、前番坂知事は之に依つて解決すべく努力された様である、然るに川淵知事が御赴任以來は之に依つて解決しやうと云ふ御話を更に私は聞いて居なかつた併し許可を受けた會社と平町をしてどうか妥協せしめたいと云ふ御考は持つて居つたやうである、併し其妥協と云ふものはどう云ふことを意味して居るか私には分らぬ (つゞく)